

刑事事件に関与した障害者へのソーシャルワークの検討

～入り口支援における精神保健福祉士としての価値に基づく実践～

三木 良子・浅沼 太郎・佐藤 妙

要旨 東京精神保健福祉士協会の司法ソーシャルワーク委員会では、弁護士と協働で刑事事件に関与し逮捕・勾留段階の障害者等に対して、司法と福祉が連携した「入り口支援」を行っている。「入り口支援」は司法の厳しい制約の中で行われており、先行研究や先駆の実践もほとんどない。このような状況下において本研究では、「入り口支援における精神保健福祉士としての価値に基づく実践」について検討することとした。実践者たちの事例検討によるブレインストーミングの結果、価値ある実践とは、【本人の立場に寄り添う姿勢】【個別化】【自己決定の尊重と現実との調整】【ネットワーキングとソーシャルアクション】【代弁者としての役割】の5つが重要な要素であることが示された。

I. 背景と目的

筆者らが所属する一般社団法人東京精神保健福祉士協会（以下、東京PSW協会）では、2015（平成27）年度より、刑務所や少年院等の矯正施設に至る段階の逮捕・勾留段階や公判段階において被疑者・被告人となった精神障害者等に対して、東京の三弁護士会と連携し支援を行っている。刑事事件に関与した障害者等への支援としては、2010（平成18）年度より各都道府県に地域生活定着支援センターが設置され、刑務所等の矯正施設から出所した高齢者や障害者に対して「出口支援」が行われている。一方、東京PSW協会の実践は、前述したように被疑者・被告人段階での支援であるため「入り口支援」と呼ばれる¹⁻³⁾。

「入り口支援」は新しい実践であり先行研究はほとんどない。しかし、司法福祉の研究者等は実

践を行う福祉専門職に対して「更生を求めることや再犯防止の監督役といった矯正的作用に陥らないこと」⁴⁾、「安易に施設や医療機関などへ送ってしまう社会的統制役とならないこと」⁵⁾といった警鐘を鳴らす。そこで、本稿ではこれらの問題提起をもとに、ソーシャルワークを基盤とする精神保健福祉士が専門職としての価値に基づく実践として「入り口支援」をどのように行うべきか、またどのように意識すべきかを明らかにすることが必要であると考えた。

II. 方法

1. 目的

「入り口支援」における精神保健福祉士の価値に基づく実践を明らかにする。

2. 研究協力者

東京PSW協会司法ソーシャルワーク委員会に所属し、「入り口支援」を受任している精神保健福祉士で、2015（平成27）年の開始時より5件以上の支援経験のある研究協力者3名（平成30年3月末段階）。

MIKI Ryouko
帝京科学大学医療科学部 講師
ASANUMA Taro
帝京科学大学医療科学部 講師
SATOU Tae
こころスペース奏 代表

3. 事例

Aさん(24歳、男性)は、現在父親の知り合いの工場で軽作業の勤務を行っている。家族は継父(介護職)、母(主婦、Aさんの主たる支援者)、異父兄の4人家族であるが、両親以外はそれぞれに暮らしている。Aさんは小学校のときから人間関係のトラブルがあり、中学では不登校となっている。高校時には、恐喝事件により逮捕され鑑別所に入っており、そのときに広汎性発達障害の疑いを指摘されている。その後受診し、精神障害者保健福祉手帳を交付されている。高校中退後いくつかの事に就くが、いずれも短期間で辞めている。また、事件の2年前から家で暴れるようになり、アパートで一人暮らしをしているが、掃除等は母が担っている(最近母が来るのを嫌がっているとのこと)。現在の仕事は一人暮らしの後に始めている。

今回の逮捕による罪名および嫌疑は、建造物侵入、窃盗である。某所鉄工所内において軍手や雨合羽、ラジオなどを盗んだとされ、鉄工所から出たところで社員に見つかりそのまま逮捕される。弁護士は、広汎性発達障害のある本人への適切な支援の必要性を考え、精神保健福祉士に支援を依頼した。事例については、弁護士による事案の概要と本人と母親への聴き取りが主となっている。

4. 方法

事例をもとに、研究協力者3名が「入り口支援」で重要と考えた「支援の見立て」「本人や担当弁護士との関係性の持ち方」「地域開拓」「更生支援計画の作成や情状証人としての出廷」についてブレインストーミング方法によって意見を交わした。本事例は、2017(平成29)年に東京PSW協会の研修で講師であるアリエ法律事務所の山田恵太弁護士が用いた架空事例である。本事例と検討した4点の採択については以下の通りである。研究協力者3名は前述の研修会に参加し一度この事例検討を行っている。この事例検討は、「入り口支援」実践者がグループワークを行い、事例をもとに社会資源等を活用しながら具体的な支援を

検討していく実践的な内容であった。そして、それぞれのグループ結果をもとに事例検討講師と参加者とのフリーディスカッションが行われた。その結果、「入り口支援」では、前述した4点が特に重要であると示された。本稿では、更にこれらの4点を精神保健福祉士としての「価値ある実践」として具体的に明示することが重要であると考え、委員会の中でも経験が多い3名で検討することとした。

5. 倫理的配慮

事例に関しては倫理的な問題も大きい内容であるため架空事例を用いた。前述の山田恵太弁護士の許可を得て学会発表及び本稿に使用している。

Ⅲ. 結果と考察

研究協力者3名によるブレインストーミングの結果、「入り口支援」における精神保健福祉士の価値に基づく実践では、【本人の立場に寄り添う姿勢】【個別化】【自己決定の尊重と現実との調整】【ネットワーキングとソーシャルアクション】【代弁者としての役割】の5つが特に重要であることが示された。

1. 【本人の立場に寄り添う姿勢】と【個別化】

研究協力者からは、「本人との関係性の持ち方」や「支援の見立て」を行う上で、「『Aさんはどのような人か』という視点が大切」、「本人の立場に身をおいて考えてみること」、「広汎性発達障害という診断ベースで考えないこと」、「Aさんの何が難しく、何に困っているか丁寧に聴き取ること」などが挙げられた。

「入り口支援」は、本人に会う前に弁護士から事件の状況を聞くことが多く、捜査資料を見ることもある。気をつけなければならないのは、本人に会う前から事件や疾患・障害に焦点を当ててしまい、本人が見えないまま支援を検討してしまうことである。このことから、【本人の立場に寄り添う姿勢】は関係性の構築だけでなく、本人が

置いて行かれない支援を検討する上でも大変重要なのである。

また、研究協力者からは「可能な限り本人から話を聞くこと」、「好きなことや苦手なこと、支援に拒否的な理由を丁寧に聞くこと」、「母親にも直接話を聞くことでそれぞれの困り感を確認すること」なども挙げられた。Aさんは、以前も同様の事件で逮捕されている。それにも関わらず、今回逮捕されて「盗むことが悪いことであると分かった」と話す。一方、母からは「幼少期から対人関係の困難さがありストレスが溜まると攻撃的な言動につながりやすい」こと、「2度鑑別所に送致された」こと、また「就労支援サービスなどを本人が拒む」ことなどが語られている。今回のエピソードを含め、これまでの行動からAさんにとっては工場という場所が『室の山』として見えること、また無断で持っていくことの判断が困難だったのではないかと考える。そして、Aさんが就労支援を拒むことは、就労支援自体の理解や対人関係を持つことの困難さがあり、反応的に支援を拒んでいるのかもしれない。このようなことから、Aさんの支援内容を検討する前にAさん自身をよく知ることが大切であり、【個別化】を意識することが必要なのである。

2. 【自己決定の尊重と現実との調整】

検討内容の「本人や担当弁護士との関係性の持ち方」では、研究協力者より「本人の希望や気持ちを尊重することと、その人のこれからの生活に必要な現実的判断の両方を同時に進めていかなければならない」、「この状況（司法領域という制限された環境）で両者にできる関わりを共有すること」、「伝え方の工夫が必要」などが挙げられた。

「入り口支援」では、「本人と話す際にすぐに『もうやりません』『大丈夫です』と具体的な方法がないまま返答されることも多い」といった経験が語られた。それが疾患や障害によるものなのか、これまでの経験による本人なり対処方法なのか見極めは難しい。Aさんは、仕事を長く続けることができなくても就労支援のサービス利用は

これまで「必要ない」と拒否的であった。この「必要ない」は自らを客観的に見た判断とはいき切れない。支援者は本人の自己決定を尊重することが重要だが、今後の生活に必要な現実的な判断と実効性のある計画を作成する役割もある。研究協力者の発言にある「伝え方の工夫が必要」は、これから必要と思われる支援を理解しやすいように、そして納得いくような説明をしていくことが重要ということなのである。

3. 【ネットワーキングとソーシャルアクション】

研究協力者3人共に、Aさんは「働きたい気持ちが強い24歳の男性だが、倫理規範よりもそのときの気持ちが優先される特徴がある」と見立てた。Aさんは、今回だけでなく他人の自転車を乗り回し検挙されたこともある。しかし、これらを問題視して支援者が安易に福祉サービスの利用を勧めても、Aさんは支援に拒否的なため実効性を持たない。そのためにも、「どうやったら働く思いが叶うか」、「欲しいものが目に入ったときにどうするか」、「これから一人暮らしをどうしていくか」といったAさんの目線で支援を考えることが必要だという意見が出された。

さらに、『「入り口支援」]として個人で受任した支援を地域での支援としてつなげていくこと]が大切である」という発言もあった。「入り口支援」は、医療や地域の支援者にとって広く認知されているとはいえない。そして、Aさんのように「入り口支援」で関わる人たちは、これまで適切なサポートや支援者との関わりがなかったからこそ、このような状況になっていることが多い。だからこそ、本人が安心して過ごすことのできる支援を共有し、その支援ネットワークを構築するためのネットワーキング力が求められるのである。

一方、今回の研究協力者の中には地域の支援者から「丸投げされるのは困る」と言われた経験や、逆に「必要な支援は特別なものではない」といった説明は地域の支援者に安心を与えたという経験も語られた。支援者は弁護士と同様刑事手続きの終了までが原則の役割であり、その後は本人

の住む地域の方で支えていくことになる。しかし、支援者は支援を簡単に終結することはできず、何とか地域につながるまで関わらざるを得ない。このように手弁当になったとしても地域に丁寧に関わることは、他支援者の認知度や支援意識の変化をもたらす、普及啓発にもつながっていくことが期待されるのである。

4. 【代弁者としての役割】

「入り口支援」における更生支援計画は、本人情報から、事件に至った見立て、本人ができることと課題を整理し、今後同様の事件が起こらないよう生活の安定を目指した支援計画を立てるものである。更生支援計画は、弁護士を通じて検察に提出され、裁判に採用されるか判断される⁶⁾。

研究協力者からは、「Aさんはどんな生活や仕事をしたいのか、Aさんが日常生活で今後困るであろうこと（本人だけでなく客観的な判断も含め）を明確にし、必要な支援を組み立てることが重要だ」との指摘があった。「例えば、『一人暮らしは続けていく？ 工具や軍手など『宝の山』が身近にあって、毎日そんな場所で働くことはどうだろう？ そうした場合どのような支援が必要だろう…』など本人の希望と専門職としての見立てを現実の計画として共有していくことで更生支援計画を作成していく」ことも大切であるという視点からである。

また、情状証人としての出廷では、「刑事事件の裁判では、障害があろうと関係なく本人は法廷に立たされる。Aさんの場合、これまでの生活歴から人との関係性がうまくいかないことが課題であり、裁判でも検察官に聞かれてうまく答えられない可能性もある」といった指摘もあった。だからこそ、本人がその場で伝えることのできないことを「代弁する」ことが更生支援計画や情状証人としての出廷の役割の一つでもある。そして、目的にも記した問題提起にもつながるが、「代弁者としての支援者はAさんの再犯防止という立場ではなく、今後Aさんが安心して暮らすためにAさんが取り組むこと、必要な支援を分かりやすく裁

判官・検察官に伝えていく役割であることを意識しなければならない」といった役割もあることが共有された。

IV. 今後の課題

今回、研究協力者からはAさんの事例やこれまでの経験を通して、「入り口支援」の困難さとして「限られた時間であること」「個人での受任がほとんどであること」「入り口支援」の先駆的事例が少ないこと」「限定的なスーパーバイズ体制であること」などが挙げられた。「入り口支援」の受任者は、これらの困難さを感じつつも、実践と同時に自己点検と振り返りを行う「省察」する力が重要であると共有された。Schönは「実践者の『省察』は過剰学習を修正し、専門分化した実践の反復経験の中で発生した暗黙の経験を明らかにし、批判することができる。また、そのうち経験することになる不確実で独自性のある状況について、新たな理解を得ることができるようになる」と述べる⁷⁾。これは自らの支援を振り返り、批判と振り返りを繰り返しながら学び続けることである。

「入り口支援」で出会う人たちは、障害や疾患等による「生きにくさ」と、それから派生する「社会からの孤立」が大きく影響していると言われて⁸⁾。Aさんは、少年鑑別所で広汎性発達障害の疑いが指摘され、それ以降も生きづらさを感じていたことが想像される。障害福祉サービスの利用拒否を含め、Aさんや家族に対して必要な支援や、適切な情報が提供されてこなかったことも要因と考えられる。また、アパートで一人暮らしをする経緯となった家での暴力は、Aさんの生きづらさと成人男性としての自己像がアンバランスな状況であり、苦悩や孤立を感じていたかもしれない。「入り口支援」は、原則刑事手続きの終了までである。しかし、支援者は限定された関わりであったとしても、今回示された5つの重要な視点を実践における価値として関わり続けなければならない。

本稿は実践の集積が少ないため、限られた研究協力者による検討であった。今後も、実際の事例検討を重ねながら、支援の指標を作っていく必要がある。

引用文献

- 1) 屋宮昇太：罪に問われた障害者の問題と東京三弁護士会の取組み. LibrA14 (8), 2-4, 2014
- 2) 関原育：入り口支援にかかわる弁護士活動と精神保健福祉士の連携を目指して. 精神保健福祉 46 (4), 298-299, 2015
- 3) 三木良子、浅沼太郎：刑事事件に関与した障害者への『入り口支援』の現状と課題—東京における弁護士会と社会福祉職能団体の連携実践を通して—. 帝京科学大学紀要第14巻, 1-8, 2018
- 4) 水藤昌彦：社会福祉士等による刑事司法への関わり—入り口支援としての福祉的支援の現状と課題—. 法律時報89 (4), 40-46, 2017
- 5) 池原毅和：再犯防止と弁護人の役割. 法律時報 89 (4), 40-46, 2017
- 6) 一般社団法人TSネット編：更生支援をつくる, 現代人文社, 2016
- 7) D. A. Schön (1983) The Reflective PrActitioner: How ProfessionAls Think in Action. (『省察的实践とは何か プロフェッショナルの行為と思考』柳沢昌一・三輪建二=2007 鳳書房)
- 8) 赤平守：「生きにくさ」を抱えた人たちの支援～孤立からの脱却. ノーマライゼーション, 9-11, 2016